

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年12月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400212 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400043 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 12 月 14 日から昭和 61 年 6 月 25 日まで

私は、A社に昭和 60 年 11 月 26 日に入社し、昭和 61 年 6 月 24 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における資格喪失年月日が昭和 60 年 12 月 14 日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を昭和 61 年 6 月 25 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

複数の同僚は、期間の特定はできないものの、請求者は請求期間において、A社に勤務していた旨回答及び陳述している。

しかしながら、A社の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)によると、請求者について、昭和 60 年 12 月 13 日に退職し、同年 12 月 14 日に資格喪失した旨の届出が行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、資料を保管していないため確認できない旨回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和 60 年 12 月 13 日となっており、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

加えて、請求期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚について雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれの者も請求者と同様に雇用保険の離職年月日と厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は符合していることが確認でき、当該同僚のうち、自身の勤務期間を回答している者は、自身の勤務していた期間と同社における厚生年金保険被保険者期間は符合している旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。